

せたな町津波避難計画



令和8年6月

【目次】

第 1 章 総 則		
第 1 節	目 的	1
第 2 節	計画の修正	1
第 3 節	用語の意義	1
第 2 章 避難計画		
第 1 節	津波到達時間等の設定	2
第 2 節	避難場所等	3
第 3 節	避難経路	3
第 4 節	避難方法	3
第 5 節	避難対象地域	3
第 6 節	避難誘導等従事者の安全確保	4
第 3 章 初動体制（職員の参集等）		
第 1 節	災害応急体制	5
第 2 節	職員の参集	6
第 3 節	津波情報等の収集・伝達	6
第 4 章 避難指示の発令		
第 1 節	避難指示の発令基準	
第 2 節	避難指示の発令時期等	
第 5 章 津波対策の教育・啓発		
第 1 節	職員に対する教育	
第 2 節	町民の意識啓発	
第 3 節	学校における安全教育	
第 6 章 津波避難訓練の実施		
第 1 節	訓練の実施	
第 7 章 積雪・寒冷地対策		
第 1 節	冬期道路交通の確保	
第 2 節	避難対策、避難生活環境の確保	
第 3 節	電力の確保	
第 4 節	雪崩対策	
第 5 節	水門等の作動の確保	
第 6 節	救助・救出体制の強化	
第 8 章 その他の留意点		
第 1 節	観光客等の避難対策	
第 2 節	避難行動要支援者の避難対策	
第 3 節	地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進	

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、将来発生が予想される最大クラスの津波災害に対し、地震、津波発生直後から津波が終息するまでの間、町民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

第2節 計画の修正

この計画は検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

第3節 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

- (1) 津波浸水予想地域
想定する津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲をいう。
- (2) 避難対象地域
津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき町が指定するものをいう。
- (3) 避難場所（避難先）
津波の危険から避難するために避難対象地域の外に町が指定する場所をいう。
とりあえずの生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。
- (4) 避難路、避難経路
避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる主要道路で、町が指定するものを「避難路」といい、その他の道路で住民が指定するものを「避難経路」という。
- (5) 避難困難地域の抽出
津波の到達時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

第2章 避難計画

第1節 津波到達時間等の設定

北海道の公表した、北海道日本海における津波浸水想定の結果に基づき、各地区における最大の予想を次表のとおりとする。

なお、震源域については、北海道南西沖地震津波の実績を考慮した津波断層モデル「F14_S12」とする。

地区名	最大遡上高	津波影響開始時間	第一波到達時間
後志利別川河口	11.80m	6分	11分
鷹ノ巣岬	11.47m	4分	9分
鵜泊漁港（太櫓）	16.12m	5分	10分
鵜泊漁港（鵜泊）	17.90m	5分	10分
須築漁港	24.25m	2分	7分
狩場漁港（美谷）	19.44m	3分	7分
狩場漁港（吹込）	16.87m	3分	8分
狩場漁港（虻羅）	17.21m	4分	9分
狩場漁港（中歌）	17.58m	5分	9分
瀬棚港	11.89m	5分	10分
太田漁港	16.21m	4分	10分
上浦漁港	12.15m	6分	13分
久遠漁港	10.50m	5分	14分
宮野漁港	12.34m	6分	16分
貝取潤	8.91m	4分	15分
長磯漁港	10.83m	4分	14分

《最大遡上高》 津波が到達する最高の標高

《津波影響開始時間》 地震発生から、海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20 cm）が生じるまでの時間

《第一波到達時間》 海岸線において第一波の最大到達高さが生じるまでの時間

第2節 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき町が指定する。また、避難対象地域は、津波災害警戒区域と同じ範囲を基本とする。

なお、対象の各地域は、資料編に掲載する。

第3節 避難困難地域

下記(1)～(5)の検討に基づき、津波到達予想時間内に設定した避難経路を通して、避難場所まで到達可能な範囲(避難可能距離(範囲))を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難区域として設定する。

なお、対象の各地域は、資料編に掲載する。

避難可能距離＝歩行速度×避難可能時間(津波到達予想時間－避難開始時間)

$$=1.0\text{m/秒} \times (\text{各地区による} - 5\text{分})$$

(参考) 北海道の津波避難計画策定指針(令和6年3月)に基づく

- (1) 津波到達予想時間を第1節津波到達時間等の設定に基づき各地区で設定する。
- (2) 避難開始時間(準備に要する時間)を5分とする。
※北海道の津波避難計画策定指針(令和6年3月)に基づく
- (3) 歩行速度を1.0m/秒とする。
※北海道の津波避難計画策定指針(令和6年3月)に基づく
- (4) 避難場所を地域ごとに数カ所津波浸水予測の外側に設定する。
- (5) 避難場所まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難経路を設定する。

地区名	避難可能 距離	歩行速度	避難可能 時間 ※1	※1 (津波到達予想時間 － 避難開始時間)	津波到達基準点
兜野地区	360m	1.0m/秒	6分	(11分-5分)	後志利別川河口
共和地区	240m	1.0m/秒	4分	(9分-5分)	鷹ノ巣岬
太櫓地区	300m	1.0m/秒	5分	(10分-5分)	鵜泊漁港(太櫓)
新成地区	300m	1.0m/秒	5分	(10分-5分)	鵜泊漁港(鵜泊)
北島歌地区	120m	1.0m/秒	2分	(7分-5分)	須築漁港
島歌地区	120m	1.0m/秒	2分	(7分-5分)	狩場漁港(美谷)
元浦地区	240m	1.0m/秒	4分	(9分-5分)	狩場漁港(虻羅)
三本杉・本町地区	300m	1.0m/秒	5分	(10分-5分)	瀬棚港
太田地区	300m	1.0m/秒	5分	(10分-5分)	太田漁港
富磯地区	480m	1.0m/秒	8分	(13分-5分)	上浦漁港
上浦・都・本陣地区	480m	1.0m/秒	8分	(13分-5分)	上浦漁港
久遠地区	540m	1.0m/秒	9分	(14分-5分)	久遠漁港
花歌地区	660m	1.0m/秒	11分	(16分-5分)	宮野漁港
宮野地区	660m	1.0m/秒	11分	(16分-5分)	宮野漁港
平浜地区	600m	1.0m/秒	10分	(15分-5分)	貝取澗
貝取澗地区	600m	1.0m/秒	10分	(15分-5分)	貝取澗
長磯地区	540m	1.0m/秒	9分	(14分-5分)	長磯漁港

※1 避難可能時間 = 津波到達予想時間 - 避難開始時間

第4節 避難場所等

津波ハザードマップ等を活用し、津波の危険から身を守ることができる避難対象地域の外に定める指定緊急避難場所及び指定避難所は、資料編に掲載する。

なお、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点は指定緊急避難場所に限らず、できるだけ高い場所とする。

第5節 避難経路

自宅や職場などから避難場所まで、迅速にかつ安全に避難するため、町が指定する避難路及び公共道路を基本とし、避難経路を設定する。

ただし、津波発生時の様々な状況を想定し、公共道路を利用することが困難な場合については、急傾斜地崩壊対策事業や治山事業の管理用通路のほか、私道等も利用して避難する。

なお、避難経路は、資料編に掲載する。

第6節 避難方法

避難行動は、徒歩を基本とする。ただし、次の場合においては車両の使用を認めるものとする。

- (1) 高齢者や障がい者などが長い距離を避難する場合
- (2) 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の指定緊急避難場所へ早急に避難させることが必要と認められる場合
- (3) 避難困難地域から避難する場合

第7節 避難誘導等従事者の安全確保

あらかじめ活動可能時間を定め、活動時間が経過した場合は、躊躇することなく活動を中止し、安全な場所へ避難する。

第3章 初動体制（職員の参集等）

第1節 災害応急体制

災害の発生が予想される場合または災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、せたな町地域防災計画第3章「防災組織」「第1節 組織計画」に基づく、非常配備体制をとるものとする。

【災害対策本部の配備に関する基準】

配備区分	配備時期	配備内容	担当対策部
第1非常配備	1. せたな町の区域に震度4以上の地震が発生したとき。 2. 町内沿岸に「津波注意報」が発表されたとき。	情報収集・伝達・報告及び連絡調整活動等が円滑に行える体制とし、災害の発生が予想される地域の監視を行い、状況により更に次の第2非常配備に移行できる体制とする。	総務対策部 総務班 防災班 瀬棚区対策部 瀬棚支所班 大成区対策部 大成支所班
災害対策本部の設置	第2非常配備	1. せたな町の区域に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 2. 町内沿岸に「津波警報」が発表されたとき。	災害の発生とともに関係各対策部の部員が速やかに、災害応急活動を開始できる体制とする。
	第3非常配備	1. せたな町の区域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2. 町内沿岸に「大津波警報（特別警報）」が発表されたとき。	災害対策本部全職員をもって迅速にそれぞれの災害応急活動ができる体制とし、応急処置を講じ災害の拡大を防ぐとともに、被災者の救護を実施する。
	災害対策本部	1. 町内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき	被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

備考：災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第2節 職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等において参集の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属長に連絡のうえ、又は自らの判断により、自身の安全の確保に十分配慮しつつ、登庁するものとする。

(1) 自主参集

職員は、勤務時間外に強い地震（震度4以上）を感じた場合は、テレビ・ラジオ等より情報を収集し、周囲の状況から被害状況の把握に努めるほか、電話等により速やかに所属長の指示を求め、参集あるいは自宅待機すること。

(2) 非常参集

職員は、勤務時間外において、大規模な地震（震度5弱以上）が発生した場合、最も近い本庁又は支所に参集し、本部長等の指揮のもとに初動対応にあたること。

職員の参集に時間がかかる場合は、先に参集した職員を初動班として、各種情報の収集・伝達など初動活動にあたるものとする。

第3節 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波情報の収集

気象庁が発表する大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報等の津波情報について、せたな町地域防災計画第6章「震災対策計画」に基づき、地震及び津波に関する情報を収集するほか、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

【津波に関する情報】

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（2）津波情報の伝達

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、町に伝達されるため、伝達を受けた緊急地震速報等は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）により、対象地域の住民へ迅速かつ的確に伝達する。

第4章 避難指示の発令

第1節 避難指示の発令基準

避難指示の発令判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し避難指示を発令する。

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域
避難指示	1. 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
	2. 津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域(当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域)
	3. 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域

第2節 避難指示の発令時期等

(1) 発令時期

大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合

(2) 発令手順

町長は発令基準に該当する事態を認知した場合、速やかに沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう避難指示を行うとともに、避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

ただし、町長が不在または連絡が取れない場合は、副町長、総務課長の順でこれを代行する。

(3) 伝達方法

避難指示の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

伝達手段		伝達先
北海道防災情報システムへの入力 【災害情報共有システム(Lアラート) 経由でマスメディアへ情報提供】	TV放送	視聴者
	ラジオ放送	聴取者
	緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
防災行政無線(戸別受信機、屋外拡声子局)		住民等
町ホームページ、町公式LINE		住民等
町広報車、消防車、消防広報車 ※1		住民等

※1 「大津波警報」「津波警報」が発表された時は、2次災害の恐れがあるため車両による伝達は実施しない。

第5章 津波対策の教育・啓発

津波に関する防災上の必要な防災教育及び避難意識向上のため、せたな町地域防災計画第6章「震災対策計画」「第4節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」に基づき啓発活動を実施するものとする。

第1節 職員に対する教育

災害時の応急対策業務に従事する職員を中心に、災害対策本部の運営や災害応急対策の円滑な実施に必要な知識を備えるため、防災部門の職員や外部機関等を利用した研修を実施する。

また、一般職員に対しても町職員として備えておくべき防災知識や心構えなどを確実に習得させるため、マニュアルの配付や研修等を通じて防災教育を実施する。

第2節 町民の意識啓発

津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、直ちに避難するという意識を町民一人ひとりが自覚するよう、津波ハザードマップの配布や研修会の開催などにより、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震や津波に対する防災知識の普及啓発を図る。

第3節 学校における安全教育

学校においては、児童生徒が津波に対する正しい知識と迅速な避難行動等ができるよう、災害から自らの身を守るための防災教育の充実を図る。

第6章 津波避難訓練の実施

津波避難訓練については、せたな町地域防災計画第6章「震災対策計画」「第5節 防災訓練計画」に基づき実施するものとする。

第1節 訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するように努めるものとする。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施に配慮する。

また、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法・問題点等の検証を行うとともに課題を抽出して解決を図り、次の訓練につなげる。

第7章 積雪・寒冷地対策

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪、なだれ等に対する津波避難対策は、せたな町地域防災計画第4章「第17節 積雪・寒冷対策計画」に基づき、防災関係機関がそれぞれ連携を図りながら、次のとおり行う。

第1節 冬期道路交通の確保

関係機関等が所管する緊急輸送道路や避難場所へのアクセス道路について、積雪や凍結による寸断のため、物資供給等が滞ることがないように、除雪体制を優先的に確保する。

第2節 避難対策、避難生活環境の確保

発災時において、積雪等による孤立集落が発生する可能性もあることから、その把握に努める。

また、避難所への暖房設備の整備、暖房用燃料の備蓄など、避難生活環境の確保にも努める。

第3節 電力の確保

大雪等により送電施設等が被災して長時間の停電が発生した場合を想定して、避難所等で使用する発電機やポータブルストーブの配備状況等を把握する。

第4節 雪崩対策

雪崩危険箇所の調査や公表等の情報開示、雪崩防止施設整備を推進するとともに、地震後の緊急点検体制の整備、必要に応じた応急対策の実施、避難場所への適切な避難誘導等の施策の充実を図る。

第5節 水門等の作動の確保

積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬期においても確実に作動するよう配慮する。

第6節 救助・救出体制の強化

積雪時は、自力脱出困難者の救助・救出が困難となることが想定されることから、救助・救出技術の高度化や救助・救出体制の強化に努める。

第8章 その他の留意点

第1節 観光客等の避難対策

観光客等の避難誘導については、観光協会や旅館組合等関係団体の協力を得ながら実施する。

海拔や避難場所表示看板を設置し安全な場所への避難誘導を図るほか、防災行政無線やＬアラート（エリアメール、テレビ、情報端末への情報発信）等、複数の手段を用いて観光客等への情報の周知を図る。

第2節 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域と協働で行う避難行動要支援者の避難行動の支援について定める。

（1）安否の確認

避難行動要支援者の安否確認について、地域住民や町内会（自主防災組織）、民生委員、児童委員、ボランティア等の協力のもと速やかに行うよう努める。

（2）避難誘導・救助

避難行動要支援者の避難誘導や救助にあたっては、津波到達時間内の災害対応を厳守しながら、安全かつ迅速に避難できるよう努める。

第3節 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められることから、地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。